

平成31年度 税制改正のポイント

中小企業向け設備投資減税の延長・拡充、
個人事業者の事業承継税制の創設が実現！

新居浜商工会議所
日本商工会議所

中小企業向け設備投資減税の延長・拡充 等

中小企業の生産性向上、
働き方改革、防災・減災を支援！

1. 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却 or 税額控除10% ⇒ 延長(2年間)・強化			
	生産性向上設備(A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備(B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 強化 働き方改革に資する設備(休憩室、 食堂等の整備)の適用明確化			
支援措置	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間)		【商業・サービス業等活性化税制】 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間) ※「売上高 or 営業利益が1年間で2%以上向上」が新たに要件化	

2. 「中小企業防災・減災投資促進税制」の創設(2年間)

➤ 中小企業の災害への事前対策を促すため、**防災・減災に資する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)に係る20%特別償却措置を創設**

(対象設備)

- 機械装置(100万円以上): 自家発電機、排水ポンプ 等
- 器具備品(30万円以上): 制震・免震ラック、衛星電話 等
- 建物附属設備(60万円以上): 止水板、防火シャッター、排煙設備 等

(中小企業防災・減災投資促進税制のイメージ)



3. 中小企業者等の法人税率の軽減の延長(2年間)

➤ 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減

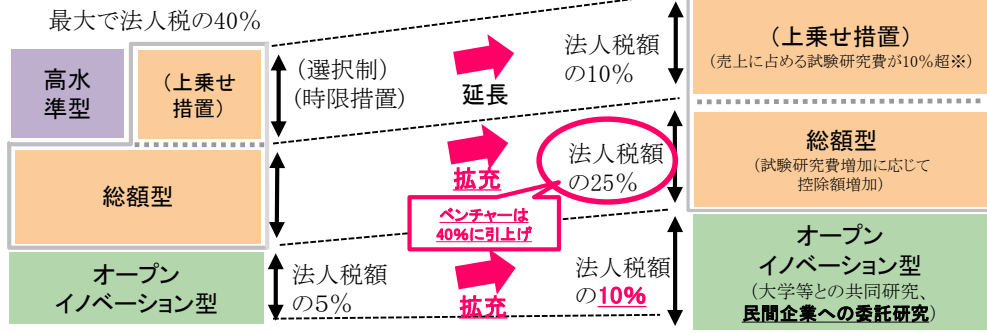
4. 「研究開発税制」の延長(2年間)および拡充・重点化

- ベンチャー企業に対する法人税額控除上限の引上げ(最大60%)、控除率引上げ(オープンイノベーション型)
- 試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直し(総額型)

【控除上限の改正内容】

最大で法人税の**45%**
(ベンチャーの場合最大60%)

※中小企業は、増減試験研究費割合8%超



- 【改正内容】
- 高水準型を総額型に統合
 - 上乗せ措置(時限措置)を延長(2年間)**
- 【改正内容】
- 一定のベンチャーは控除上限を40%に引上げ**
- 【改正内容】
- 控除上限を10%に引上げ**
 - 民間企業への委託研究も対象化**

5. 「地域未来投資促進税制」の延長(2年間)・拡充

➤ 「地域経済牽引事業計画」(※)の都道府県の承認・国の確認により、機械装置、建物等の特別償却 or 税額控除

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

拡充
(上乗せ要件の追加:
付加価値額増加率が8%以上)

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※自治体が策定する基本計画に基づき、地域特性を活用し、付加価値を創出、地域への経済波及効果がある事業として都道府県が承認。特定非常災害の被災地域は、課税特例要件が緩和(災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象)。

個人事業者の事業承継税制の創設

土地以外の事業用資産
も税制の対象に！

創設
(10年間)

概要	個人事業者(青色申告事業者)の贈与・相続に係る 納税猶予制度(10年間の時限措置)
対象資産	事業用宅地(400㎡)、建物(800㎡)、機械装置、器具備品、車両船舶、構築物等
要件	- 経営承継円滑化法に基づく認定、2019年から5年以内に承継計画の提出 - 納税猶予税額相当の担保提供、事業継続・資産保有に係る定期的な報告 - 後継者死亡時まで事業継続・資産保有等で納税免除 - 事業を廃止した場合、猶予税額および利子税納付 - 経営悪化等で廃業する場合、廃業時点の資産額で贈与・相続税額を再計算し、承継時との差額を免除 ・小規模宅地特例と選択適用(併用不可)

(※)事業用の小規模宅地の特例の見直し

- ①「特定事業用宅地等」について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等については、特例の対象から除外
- ②ただし、①に該当する宅地等にあっても、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産が、当該宅地等の相続時の価格の15%以上の場合は、特例の適用対象とする

地域活性化に資する税制措置

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の簡素化

- 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等で、臨時免税店を出店する場合の手続きを簡素化



届出



(申請・承認)

- ①設置施設(港湾)の事前申請・承認
- ②臨時販売上設置届出等

簡素化

届出のみ

土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率を軽減



事業区域内の資産の固定資産税等を軽減

2. 所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設

- 地域福利増進事業に供する土地等を譲渡した者(例:所有者不明土地の隣地を都道府県に譲渡し、公園を整備等)に対する譲渡所得税の軽減(1年間、20%→14%)、土地・償却資産に係る固定資産税等の軽減(5年間2/3)措置が創設

消費税率引上げに伴う対応

1. 住宅ローン減税の控除期間の延長

- 2020年12月までに住宅を購入した場合、所得税・住民税控除期間を10年から**13年に延長**(※)
※最後の3年間は各年建物購入価格の2/3(2%÷3年)が上限



2. 自動車の保有に係る税負担の軽減

- 2019年10月1日以降に取得した自動車について**排気量に応じて「自動車税(地方税)」を引下げ**
- 地方財源確保の観点から**エコカー減税等の対象の重点化・基準の見直し**等



3. 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の策定・公表(11/28)

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減を平準化するため、価格設定についての考え方や国の支援策についてとりまとめたもの

(要旨)

- 「消費税還元セール」は引き続き禁止であるが、「10月1日以降〇%値下げ」等の宣伝・広告自体を規制するものではない
- ポイント還元等の支援により、中小小売店は、税率引上げ前後に柔軟に価格設定が可能に
- 転嫁対策特別措置法に基づき、下請取引等に対する厳格な監視や周知を引き続き実施
- 特例措置である税抜価格表示の継続(2021年3月末まで)・税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うことは便乗値上げに当たらない

消費税軽減税率制度の円滑な導入に対する支援

- 2019年10月1日から**、消費税率10%引上げにあわせて、食料品等の税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が導入されます。
- 全ての事業者で(食料品等を販売していない事業者も)経理手続きの変更等が必要です！**

軽減税率制度対応のための3ステップ

Step1

自社が販売・購入する商品が軽減税率の対象となるか確認

Step2

軽減税率制度導入で変更となる事務を確認

Step3

軽減税率制度導入に対する国の支援策を確認



商工会議所では、軽減税率制度について、**わかりやすく解説した小冊子を無料で配布しています**



軽減税率対応レジ、受発注・請求書管理システムの導入等に関する国の補助金が**利用しやすくなりました**

⇒ 補助対象の拡大(券売機、請求書作成システム等が追加)

⇒ 補助率の引上げ(原則3/4、3万円以下のレジ1台導入は4/5)

(軽減税率対策補助金事務局の連絡先)

☎ 0120-398-111 URL: <http://www.kzt-hojo.jp/>

